



島根県報

平成29年9月19日（火）

第2,939号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林

（森 林 整 備 課） 2

【正 誤】

平成29年8月14日付け島根県報第2,928号中

（用 地 対 策 課） 2

告 示**島根県告示第509号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成29年 9 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所及び指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 8 月20日農林水産省告示第1085号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに益田市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

正 誤

平成29年 8 月14日付け島根県報第2,928号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
3	島根県告示第449号の表中	大山左岸①	大山右岸①